

③

令和 6 年市議会 1 2 月臨時会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 3 9 号	専決処分の報告について（道路事故及び物損事故による損害賠償の額の決定について）	3

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月26日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年12月12日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 73,798 (慰謝料等)	〒420-0801 静岡市清水区 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	令和5年 4月11日 静岡市清水区 押切 860番地の 14地先	市道を歩行中の相手方が、道路上の段差に躓き水路へ転落し、左肘関節挫傷等の傷害を負わせた事故である。
円 16,500 (車両修理費)	〒420-0801 静岡市葵区 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	令和6年 10月28日 静岡市葵区 渡 504番地の2 地先	市管理道を走行中の相手方車両が、道路上の落石に乗り上げ、左後輪タイヤを損傷させた事故である。

円 660 (自転車修理費)			令和 6 年 1 1 月 9 日 静岡市駿河区 西脇 1 3 8 番地地先	市道を自転車で走行中の相手方が、道路上の穴に落輪し、後輪タイヤを損傷させた事故である。
円 4, 290 (車両修理費)			令和 6 年 1 1 月 1 4 日 静岡市駿河区 登呂五丁目 2 1 番 3 3 号地先	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、左前輪タイヤを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年12月13日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 20,900 (計量器修理費)	静岡市葵区 古庄三丁目 2番72号	古庄さとう泌 尿器科クリニ ック 院長 佐藤 元	令和6年 9月20日 静岡市葵区 千代田七丁目 8番15号 静岡市東部生涯 学習センター	計量法に基づく定期 検査において、相手方所 有の計量器に分銅を落 下させ、同計量器を損傷 させた事故である。